

社会福祉法人改革に伴う 説明会資料 No3

評議員関係編



平成28年12月14日
旭川市福祉保険部指導監査課作成

評議員について

評議員は、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」の中から定款の定めより選任することになっている。

改正法第39条

評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。

<社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者>の例

- 住民組織の代表者
- 地域において福祉活動を行うもの（民生委員・児童委員、福祉委員、高齢者の見守り員）
- ボランティア団体やNPOの活動者
- 福祉サービスを利用する当事者
- 社会福祉事業や学校などその他公益事業の経営者
- 社会福祉に関する学識経験者（大学等の教員等）
- 社会福祉法人に関与したことがある弁護士、公認会計士、税理士
- 退職後一定期間を経過した社会福祉法人職員OB 等

**社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者
国のFAQより**

- ①当該法人の職員であった者が評議員となることは可能。
ただし、牽制関係を適正に働かせるため、退職後、少なくとも1年程度経過した者とすることが適当である。(H28. 11. 11 改訂FAQ問17)
- ②法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続きにより選任されているのであれば、地域住民が評議員となることは可能。
(H28. 11. 11 改訂FAQ問18)
- ③評議員は、居住地等の地域による制限はない。
(H28. 11. 11 改訂FAQ問19)
- ④共同評議員会について
- ・ 評議員会は法人の機関であることから、法人ごとに設けることになるが、他の社会福祉法人の評議員会と同一の構成とすることは可能。
 - ・ その場合には、それぞれの評議員会を同じ日に同じ場所で開催することも可能であるが、時間帯については区分することが必要。
(H28. 11. 11 改訂FAQ問20)

- ⑤顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士について
- ・ 例えば、法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う場合は、評議員に選任することは適当ではない。
 - ・ 一方、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている場合は、評議員に選任することは可能。
(H28. 11. 11 改訂FAQ問21)
- ⑥会計監査人は、評議員に選任することはできない。
(H28. 11. 11 改訂FAQ問22)
- ⑦会計監査人非設置法人における会計に関する専門家を活用する場合において、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援の内容が助言にとどまる場合は、その者を評議員に選任することが可能であるが、業務執行に当たる場合には評議員に選任することはできない。
(H28. 11. 11 改訂FAQ問22)
- ⑧嘱託医は評議員になることは可能。非常勤医師は職員であるため不可。
(H28.11. 11 改訂FAQ問23-2)

評議員となることはできない者(改正法第39条, 第40条)

(1) 欠格事由者(改正法第40条第1項)

- ① 法人
- ② 成年被後見人又は被保佐人
- ③ 生活保護法, 児童福祉法, 老人福祉法, 身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ, その執行を終わり, は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 禁固以上の刑に処せられ, その執行を終わり, 又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ 解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員
- ⑥ **暴力団員等の反社会的勢力の者(社会福祉法人審査基準第3の1の(6))**

(2) 兼職禁止(改正法第40条第2項)

評議員は, 役員(理事・監事), 会計監査人又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることはできない。

既存の社会福祉法人では, これまで評議員であった理事や職員(施設長や事務長など)でも, 兼務禁止にあてはまる者は, 改正法に基づく評議員となることはできなくなる。

また, 現職の理事が, 改正法の施行日に評議員に就任する場合には, 施行日の前日までに理事を辞任する必要がある。

(H28. 11. 11 改訂FAQ問13の1)

**評議員の兼職禁止
国のFAQより**

- ① 現職の理事が新制度の評議員に就任する場合には、施行日の前日までに理事を辞職する必要がある。
- ② 当該理事が辞職することにより、施行日以後法律又は定款で定めた理事の員数が場合には、施行日までに代わりの理事が就任しなければならない。
当該代わりの理事の任期は、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとされる。
- ③ 代わりの理事については、施行日以後最初に招集される定時評議員会において新制度の理事として再任されうる者を、あらかじめ選任しておくことが望ましい。
(H28. 11. 11 改訂FAQ問13)

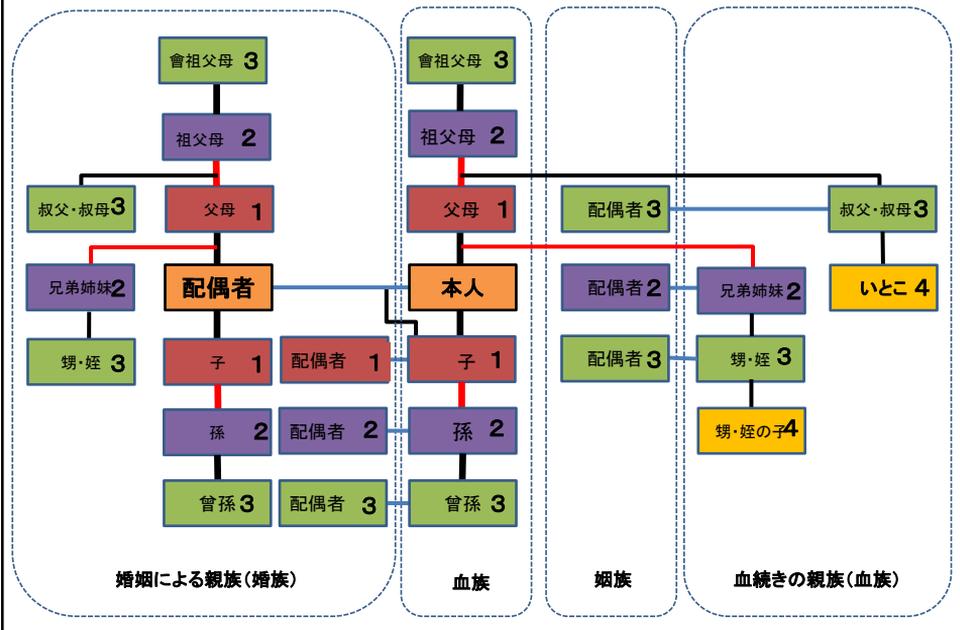
(3) 特殊関係者(改正規則第2条の7)

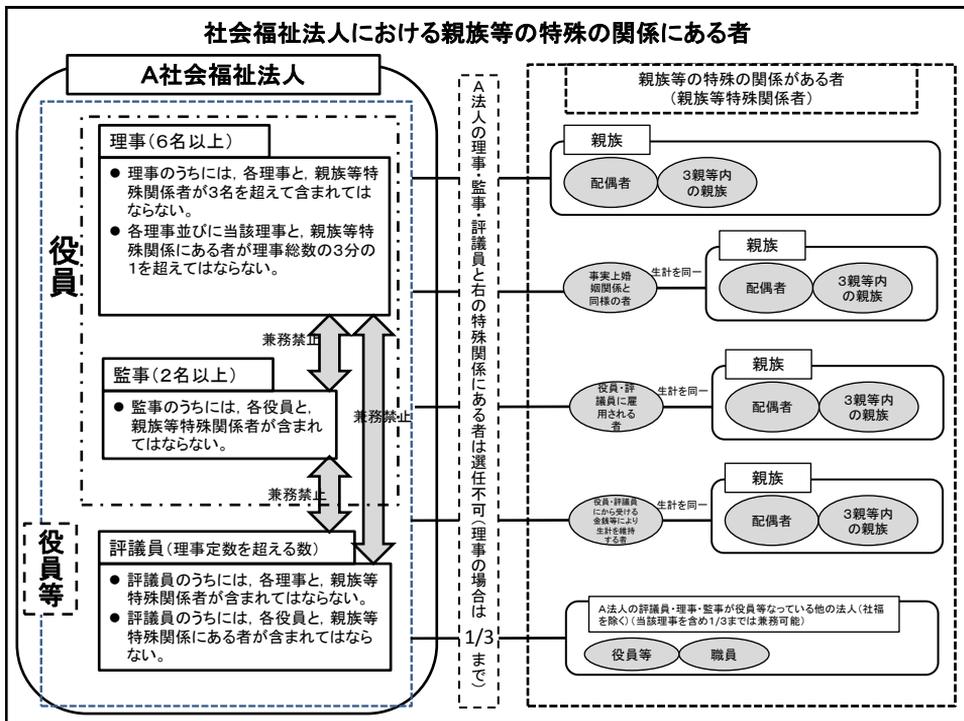
- ① 評議員又は役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 評議員又は役員に雇用されている者
- ③ ①, ②に掲げる者以外の者であって、評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②, ③に掲げる者の配偶者
- ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの
- ⑥ 評議員又は役員が、役員(※1)となっている他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員(※1)又は職員(評議員総数の三分之一を超えて含まれる場合に限る。)
※1:業務を執行する社員を含む
- ⑦ 当該社会福祉法人の役員又は評議員で評議員の総数の過半数を占めている他の社会福祉法人(支配している他の社会福祉法人という。)の役員又は職員

- ⑧ 次に掲げる団体(※2)の職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である評議員又は役員(評議員又は役員が評議員総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。)

※2 国の機関, 地方公共団体, 独立行政法人, 国立大学法人又は大学共同利用機関法人, 地方独立行政法人, 特殊法人又は認可法人

親族の範囲(民法725条)



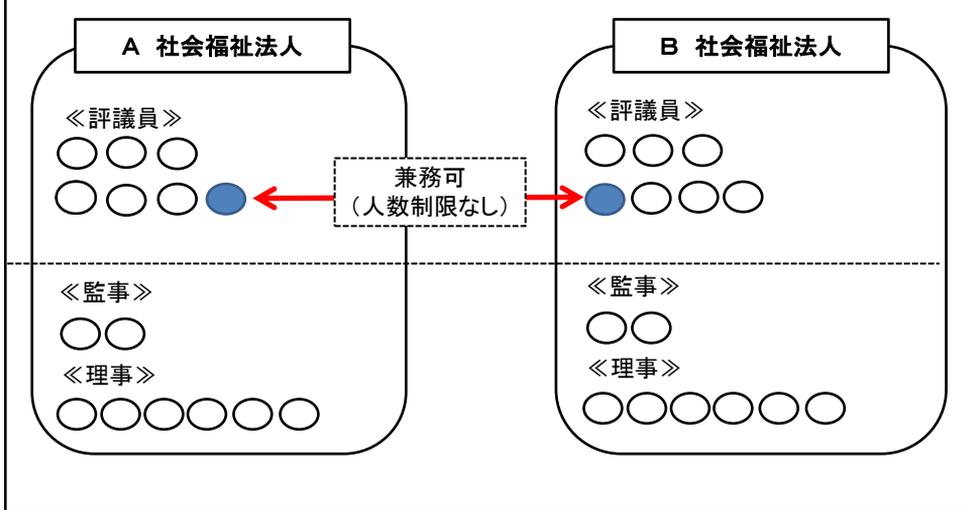


評議員の特殊関係者 国のFAQより

- ① A社会福祉法人の評議員に、B社会福祉法人の評議員が就任することは、人数に制限なく兼務可能。(H28. 11. 11 改訂FAQ問14)
- ② A社会福祉法人の評議員に、B社会福祉法人の役員や職員が就任することは、人数に制限なく兼務可能。
ただし、牽制関係を適正に働かせる観点から、A社会福祉法人の評議員の過半数をB社会福祉法人の役員が占める場合は、A社会福祉法人の役員又は職員がB社会福祉法人の評議員となることはできない。(H28. 11. 11 改訂FAQ問15)
- ③ A社会福祉法人の評議員に、社会福祉法人ではないC法人の役員又は職員が就任することは可能。
ただし、C法人の役員又は職員がA社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。(H28. 11. 11 改訂FAQ問16)

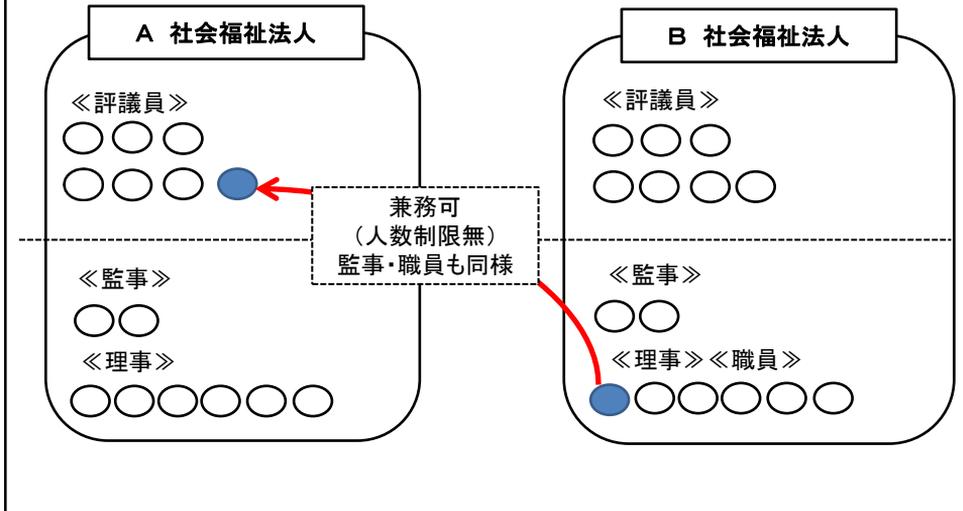
＜問14＞評議員における特殊関係者

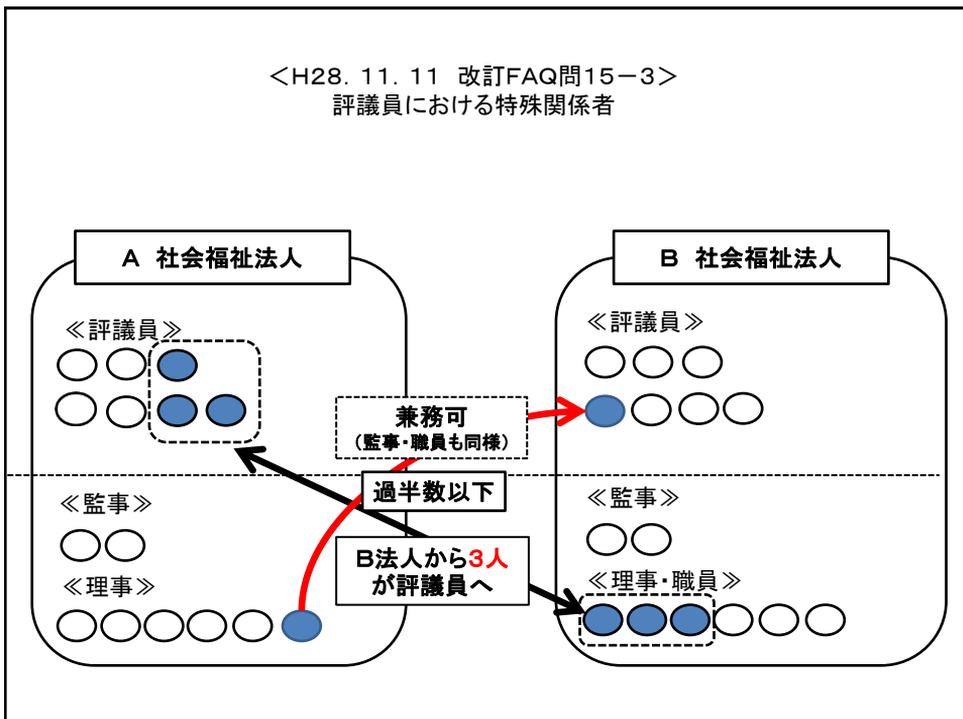
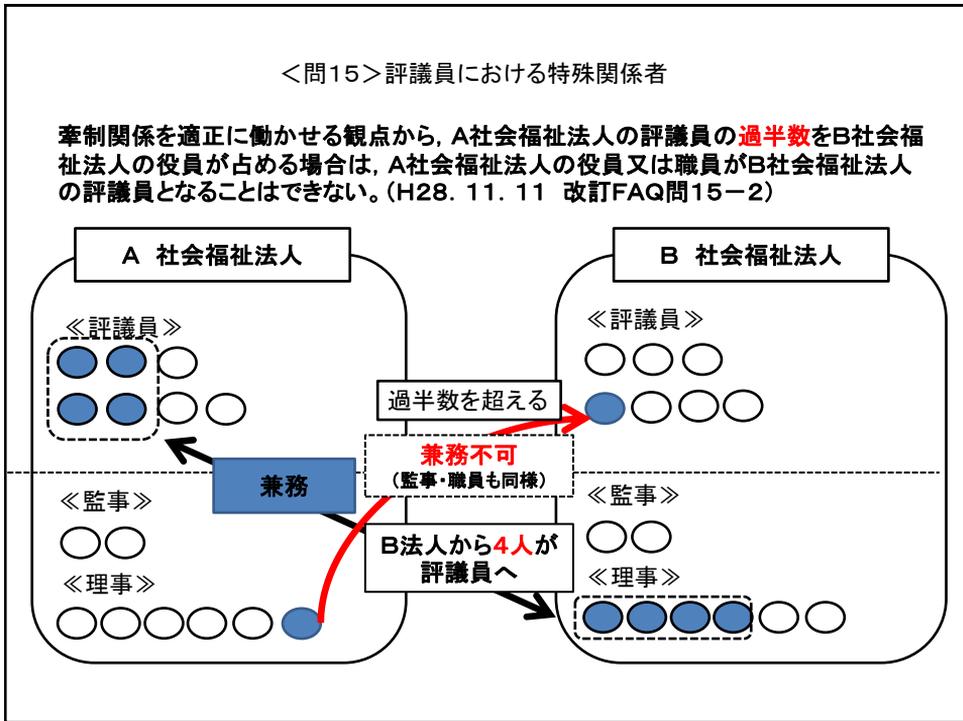
A社会福祉法人の評議員に、B社会福祉法人の評議員が就任することは、人数に制限なく兼務可能。(H28. 11. 11 改訂FAQ問14)



＜問15＞評議員における特殊関係者

A社会福祉法人の評議員に、B社会福祉法人の役員や職員が就任することは、人数に制限なく兼務可能。(H28. 11. 11 改訂FAQ問15)

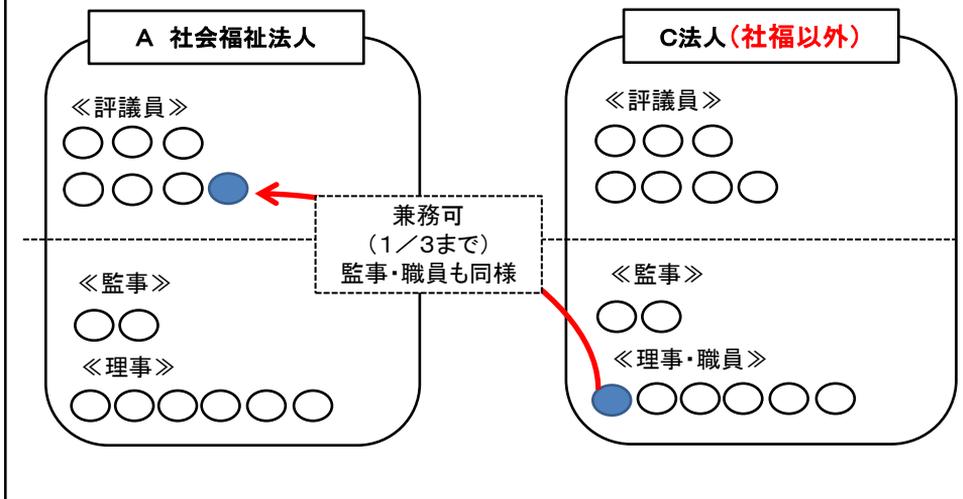




<H28. 11. 11 改訂FAQ問16> 評議員における特殊関係者

A社会福祉法人の評議員に、**社会福祉法人ではないC法人**の役員又は職員が就任することは可能。

ただし、C法人の役員又は職員がA社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。(H28. 11. 11 改訂FAQ問16)



評議員解任・選任委員会について
国のFAQより

- ① 評議員が欠けた場合等に迅速に対応できるよう、委員会は**常時設置**することが適当。
(H28. 11. 11 改訂FAQ問1)
- ② 常時設置する場合には、**理事や評議員の任期を参考**に委員の任期を設けることが適当。
(H28. 11. 11 改訂FAQ 問2)
- ③ 委員会の招集は、理事会において決定し、理事が行うことが適当。
(H28.11. 11 改訂FAQ 問3)
- ④ 議事録の作成保存について
 - 適正な手続により評議員の選任・解任を行ったことについて説明責任を果たすことができるよう、議事録を作成することが適当である。
 - その際、出席委員又は委員長を置く場合には委員長の署名又は押印がされていることが適当である。
 - 評議員会や理事会の議事録と同様に10年間保存しておくことが適当である。
(H28. 11. 11 改訂FAQ 問4)

- ⑤ 評議員選任・解任委員は、法人運営の状況を把握し、業務執行に関し責任を負う理事会において選任する方法が考えられる。
特定の理事が委員を選任とした場合、偏った委員構成となるおそれがあるため、**理事会で決定**することが適当。
(H28.11.11 改訂FAQ問5)
- ⑥ 理事、評議員は委員に選任できるか
○理事又は理事会が評議員を選任する旨の定款の定めは無効であることから(改正法第31条第5項)、理事が委員となることは認められない。
(H28.11.11 改訂 FAQ問6)
○評議員については、自分を選任・解任することになるため、適当ではない。
(H28.11.11 改訂FAQ問10)
- ⑦ 評議員選任・解任委員会への理事の出席
○理事が委員会の議決に加わることは認められず、議事に影響を及ぼすことは適当でない。
○他方、評議員選任候補者等の提案は、理事会の決定に従い、理事が行うことが通常と考えられることから、その提案の説明・質疑対応のために理事が出席することは可能である。
(H28.11.11 改訂FAQ問7)

- ⑧ 委員会の委員である事務局員に法人の職員(介護職員等を含む)がなることは可能である。(H28.11.11 改訂FAQ問8)
- ⑨ 委員会が法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関であることから、監事・事務局員を委員としないことは可能であるが、**少なくとも外部委員1名を委員**とすることが適当である。(H28.11.11 改訂FAQ 問9)
- ⑩ 委員の人数は、法人等の規模に応じて、各法人において判断することになるが、委員会が合議体の機関であることから、**3名以上**とすることが適当である。
(H28.11.11 改訂FAQ問11)

評議員会での決議を要する主な事項

- ① 理事、監事、会計監査人の選任及び解任（改正法第43条及び第45条の4）
- ② 理事等の責任の免除（一部又は全部）（改正法第45条の9第7項第2号）
- ③ 定款の変更（同条同項第3号）
- ④ 解散の決議（同条同項第4号）
- ⑤ 吸収合併及び新設合併の承認（同条同項第5号）
- ⑥ 計算書類の承認（改正法第45条の30第2項）
- ⑦ 役員報酬等基準の決議（改正法第45条の35第2項）
- ⑧ 社会福祉充実計画の承認（改正法第55条の2第7項）など